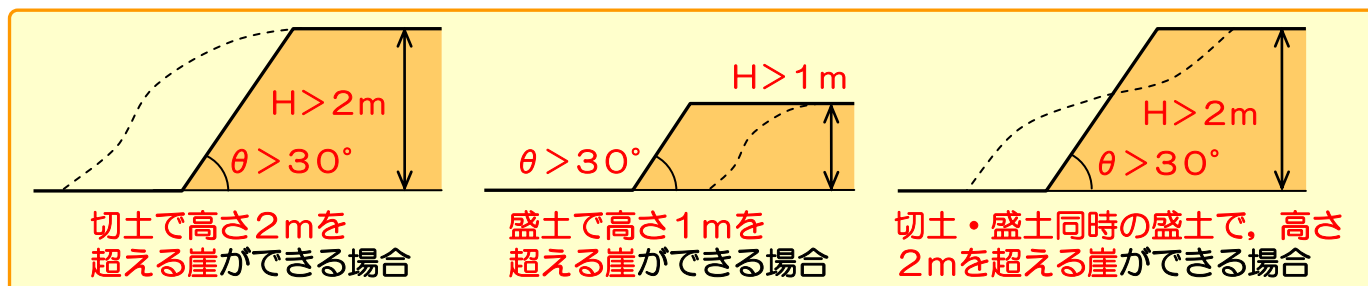


宅地造成工事規制区域における 造成行為に関するお願い

京都市は、**宅地造成等規制法**により、宅地造成に伴い崖崩れや土砂の流出のおそれの著しい市街地または市街地になろうとする場所を、**宅地造成工事規制区域**に指定しています。

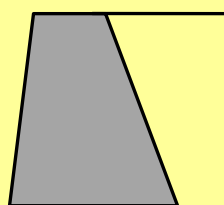
この法律でいう宅地とは、一般的な**宅地（建築物の敷地）**だけでなく、農地、森林等を除く、例えば、**駐車場、資材置場**等も含み、以下のような行為を行う場合、規制の対象となります。



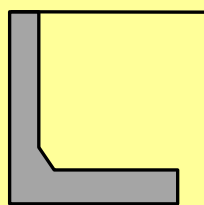
※上記に該当しない切土又は盛土であっても、造成面積が**500㎡**を超える場合は規制の対象です。

このような場合、構造上安全な擁壁等により土留めをする必要があります、必ず許可を受けなければなりません。

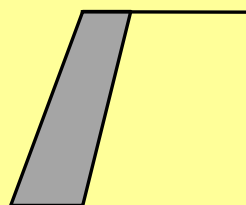
（擁壁の例）



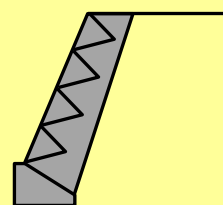
重力式擁壁



L型擁壁

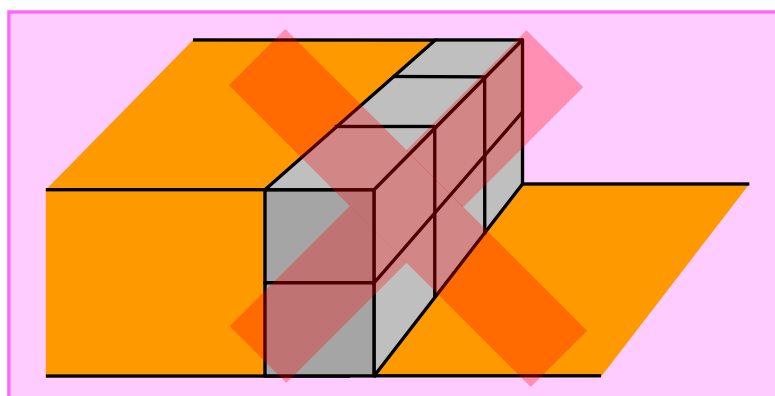


もたれ式擁壁



練積み擁壁

ところが、近年、主に生コン工場等で販売されている約1m四方の**角型コンクリートブロック（通称リュベコン）**を段積みし、擁壁として流用しているケースが多く見受けられます。このような構造は安全が保障されたものではなく、特に地震時等においては、崩壊の危険性があります。そのため、**規制の対象となる崖の土留めとしてリュベコンを絶対に使用しないようお願いします。**



なお、このような構造は宅地造成等規制法だけでなく、建築基準法、風致地区条例等、他法令にも抵触する可能性がありますのでご注意ください。

規制区域の範囲は、インターネットにより、**📍京都市 用途地域**と検索し、「京都市用途地域検索」からご覧いただくか、開発指導課の窓口でお問い合わせください。

※お問い合わせ先 都市計画局 都市景観部 開発指導課 TEL.075-222-3558